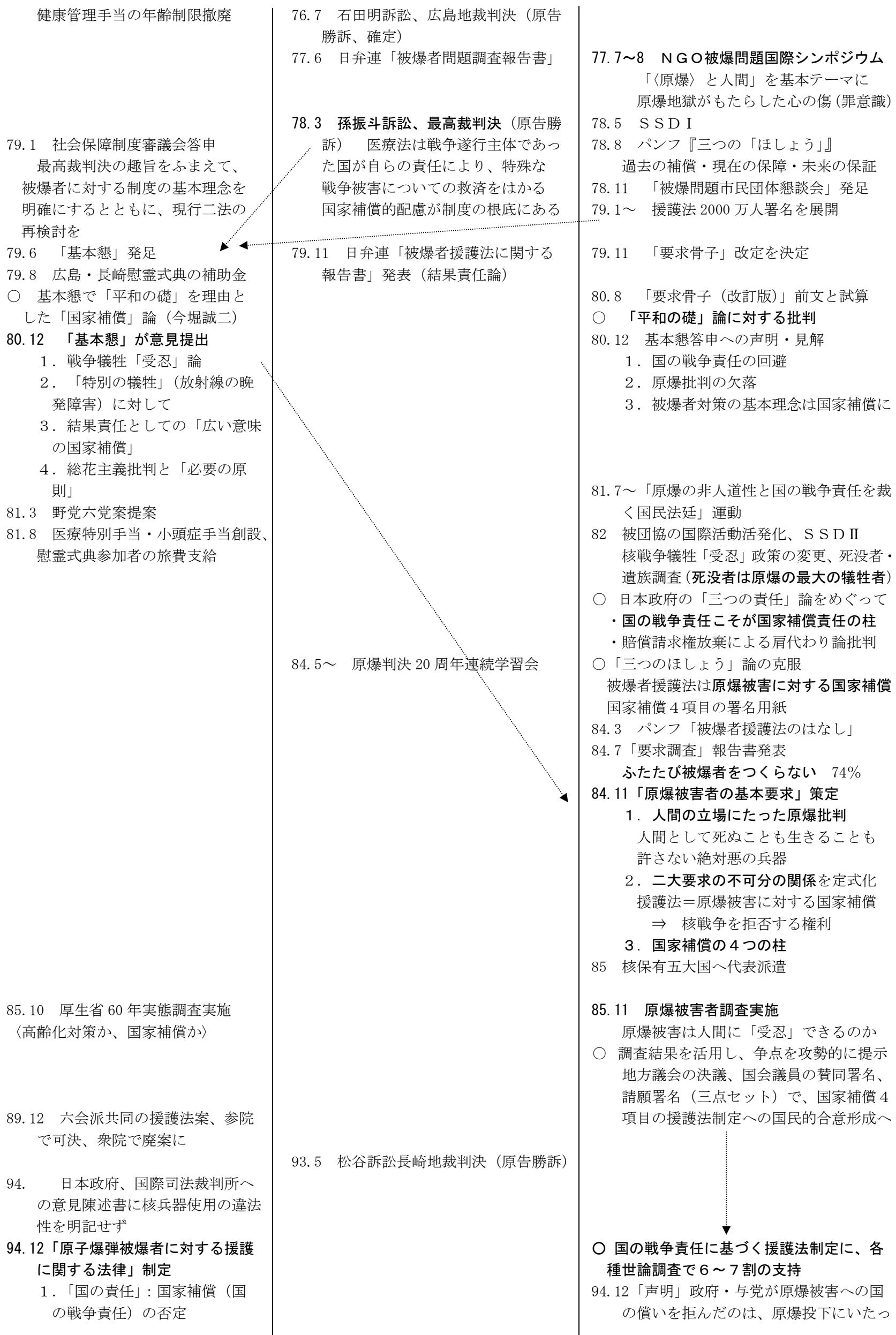


| 国の対応と施策   | 裁 判   | 被爆者・国民の運動と理論の発展   |
|---|---|---|
| 1945.8 広島・長崎に原爆投下<br>52 戦傷病者戦没者遺族等援護法<br>54.3 第五福竜丸ビキニ被災  |   | 1953 広島市原爆障害者治療対策協議会発足<br>○ 「原爆障害者」の治療援助<br>55 原水爆禁止運動の高揚<br>実相を世界に、世界的な救済運動を<br>原水爆が禁止されてこそ、被害者を救える<br>○ 山下義信、社会党「原爆障害者援護法案」   |
| 56.12 参院本会議「原爆障害者の治療<br>に関する決議案」採択(自社)<br>57.4 原爆医療法施行<br>手帳交付と定期健康診断<br>認定患者の国費治療  |   | 56.8 日本被団協結成<br>①原水爆禁止運動の促進、②原水爆犠牲者の国家補償、③遺家族の生活補償、④被爆者の治療・自立更生対策、⑤原水爆被害による国民生活の安定保障(大会スローガン)<br>56.9 被団協「原爆被害者援護法案要綱」<br>戦争による犠牲・特殊兵器 国の責任で<br>56.12 援護法制定国会請願   |
| 65.11 厚生省、初の「原爆被爆者実態<br>調査」実施   | 63.12 原爆訴訟東京地裁判決<br>・原爆投下は国際法違反<br>・戦争災害に対しては当然に結果責任に基く国家補償の問題が生ずる<br>64.春 衆参両院で援護強化決議<br>65.5 日弁連総会「原爆被害に対する救<br>済措置に関する意見書」決議 | 61.7 日本原水協『原水爆被害白書』<br>1. 健康診断・治療・根治療法の研究<br>2. 経済生活の安定<br>3. 失ったものにたいする補償(原爆犠牲者と財産への金銭補償と、戦争責任を明らかにする問題)<br>4. ふたたび被害者をつくらない<br>61.8 第6回総会「国家補償の援護法」   |
| 67.11 「国民一般と著しい格差なし」<br>○ 国会議論〈国家補償か社会保障か〉<br>68.5 特別措置法公布<br>特別手当・健康管理手当の創設<br>所得制限の導入、2キロの枠<br>69.7 葬祭料の支給<br>斎藤厚相答弁:戦後、進駐軍の指令<br>で戦争被害に対して国家補償できず。<br>独立後復活した戦争犠牲に対する国家<br>補償の中に入れるか入れないかに通ず<br>る…補償の根本問題。現行法は社会<br>保障としてやるべきだというたてまえ<br>○ 国会では、社会党提案による「援護<br>に関する法律」案(二法の一本化、<br>国家総動員法、防空法なども根拠に) |   | 66.10 「原爆被害の特質と被爆者援護法の<br>要求」(つるパンフ)<br>(原爆症と貧困の悪循環)に苦しむ被爆者<br>国家は自ら開始した戦争の結果責任と放<br>置責任、憲法25条社会保障責任により、原<br>爆被害を補償し、完全な医療保障と生活保<br>障を<br>68.8 第12回総会「特別措置法は、被爆者の<br>要求する援護法に非ず」<br>○ 軍人・軍属援護法の拡大解釈はとらず<br>身分関係論による「国家補償」原理の否定<br>○ 「26項目の要求」整理 |
| 74.3 野党四党援護法案を衆院に提出、<br>廃案に<br>74.7 局長通達402号<br>75 保健手当、家族介護手当新設  | 74.3 孫振斗訴訟、福岡地裁判決(原告<br>勝訴)<br>74.11 日弁連、援護法制定を決議   | 73.4 「原爆被害者援護法案のための要求<br>骨子」発表(財産の補償は保留)<br>各政党に援護法案の作成を要請  |



|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>2. 放射能に起因する健康被害に限定</p> <p>3. 核兵器の「究極的廃絶」</p> <p>4. 生存者対策としての「特別葬祭給付金」</p> <p>95 戦後 50 年の国会決議<br/>(侵略戦争の責任回避)</p> <p>(2001.9 NY 9.11 同時多発テロ)</p> <p>03 出国しても、手当は支給</p> <p>03.8 健康管理手当の認定期間「上限を撤廃」(一部疾病は除外)</p> <p>05.11 諸手当の認定や葬祭料支給の国外からの申請手続きを開始</p> <p>(09.4 オバマ米大統領、プラハ演説)</p> <p>09.10 国連安保理で、鳩山首相「被爆国の道義的責任」「非核三原則の厳守」言明</p> <p>11.3 3.11 東日本大震災、福島第一原発事故</p> <p>12.10 核兵器の非合法化を促す 34 カ国共同声明への賛同を日本政府が拒否</p> <p>14.7 安倍内閣、「集団的自衛権」行使容認の閣議決定</p> <p>15.9 「安全保障関連法」強行成立</p> <p>17.5 核兵器禁止をめざす条約交渉会議 条約草案を発表 → 7.7 採択</p> <p>20.11 「黒い雨」検討委員会開始 厚労省 基本懇意見に基づいて対応</p> <p>21.1 1.22 核兵器禁止条約発効 日本政府は署名も批准もせず (22.2 ロシアがウクライナへ侵攻)</p> <p>22.6 核禁条約 第1回締約国会議 日本政府は参加せず、「橋渡し」役の資格がないと批判される</p> | <p>96.7 国際司法裁判所が勧告的意見 「核兵器の使用・威嚇は一般的に国際法に違反する」</p> <p>2000.7 松谷訴訟最高裁判決 (原告勝訴)</p> <p>02.12 郭貴勲訴訟大阪高裁判決 (原告勝訴、国は上告を断念)<br/>(被爆者はどこにいても被爆者)</p> <p>06.6 大阪地裁、全員勝訴の判決</p> <p>06.8 広島地裁、全員勝訴の判決 (~09.8 までに原告側 19 連勝)</p> <p>08.4 イラク派兵差止訴訟で、名古屋高裁違憲判決 (基底的人権「平和的生存権」)</p> <p>09.8 麻生首相と日本被団協「確認書」に署名</p> <p>09.12 「原爆症基金法」成立</p> <p>09.12 東京大空襲訴訟地裁判決</p> <p>10.12~ 認定制度の在り方に関する検討会</p> <p>14.5 福井地裁、大飯原発差止判決 (「人格権が最優先」「国富の喪失」論批判)</p> <p>22.6 福島原発事故で最高裁判決 国の責任を否定</p> | <p>た国の「戦争責任」を回避し、核兵器使用が非人道的で国際法違反であることを認めず、基本懇意見に従い、すべての戦争犠牲についての「受忍」を国民に強い立場に立っているから<br/>このため「特殊な」「健康障害」をもつ生存被爆者対策にとどまつた</p> <p>95.12 ワークショップ「原爆被害と国家補償」発足 (国家補償の歴史と政府の対応)<br/>○ 在外被爆者と共同の政府交渉</p> <p>99.5 ハーグ平和アピール市民社会会議「公正な世界秩序のための 10 の基本原則」に各議会は、日本国憲法 9 条のような、政府が戦争することを禁止する決議を」</p> <p>2001.6 被団協総会「核兵器の犯罪を裁く国際市民法廷を 2005 年に」</p> <p>03.4 原爆症認定の集団訴訟運動始まる</p> <p>05.8 ノーモア ヒロシマ・ナガサキ国際市民会議開催 (「わたしの訴え」に米日政府の責任を問う声多数)</p> <p>○ 低線量被曝、内部被曝による障害についての医学的・科学的解明すすむ</p> <p>07.4 「ノーモア・ヒバクシャ 9 条の会」発足</p> <p>09.5 ノーベル平和賞受賞者「ヒロシマ・ナガサキ宣言」</p> <p>10.5 NPT 再検討会議 最終文章採択</p> <p>10.8 差別なき戦後補償を求め、全国空襲被害者連絡協議会結成</p> <p>11.6 現行法の抜本的改正要求運動</p> <p>11.12 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」発足 (12.4 NPO 法人化)</p> <p>12.6 原爆症認定集団訴訟終結集会</p> <p>12.8 沖縄で「謝罪と国家補償」を求める提訴</p> <p>16.4 「ヒバクシャ国際署名」呼びかけ</p> <p>16.12 「沖縄交流ツアーア」実施</p> <p>20.12 ヒバクシャ国際署名 1370 万 2345 人分</p> <p>21.1 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」開始</p> <p>24.12 2024 ノーベル平和賞授賞式</p> |
|---|--|--|